生活福祉委員長 大石 美智子

生活福祉委員長報告を申し上げます。

今期臨時会で当委員会に付託されました案件は、「議案第55号 工事請負契約の締結について(鳴門市人権福祉センター耐震改修工事のうち建築工事)」であります。

当委員会は、去る8月7日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、 議案1件については原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

「議案第55号 工事請負契約の締結について(鳴門市人権福祉センター耐震改修工事のうち建築工事)」でありますが、鳴門市人権福祉センター耐震改修工事のうち建築工事の請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び鳴門市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでありました。

委員からは、国・県から交付される補助金について質疑があり、理事者からは、地方改善施設整備費補助金として補助対象事業費のうち国から2分の1、県から4分の1が交付されるとの説明を受けました。

また、委員からは、現在、利用されている浄化槽が何人槽であるのかとの 質疑があり、理事者からは200人槽であるとの説明を受けました。

また、委員からは、高齢の方が増えている状況から今後、エレベーターの設置を検討しないのかとの質疑があり、理事者からは、補助金の対象とならない可能性があったことから、今回の耐震改修工事では設置しないこととしており、今までも、高齢の方を対象とした隣保館事業については利便性を考慮し、1階を利用するように努めているとの説明を受けました。

委員からは、エレベーターの設置を是非検討して欲しいとの意見がありま した。

また、委員からは、煙突跡等の撤去について質疑があり、

理事者からは、従前は宿直の方がおり、浴室を利用するためボイラーを使用 していたが、現在は宿直の方がいないことから撤去するものであるとの説明 を受けました。

また、委員からは、耐震性を有しない木製部分について、撤去するとのことであるが、木材は全く使用しないのかとの質疑があり、理事者からは、1

階の木製部分の床については、地面に基礎を埋め込み、その上に、木製の柱を立てて床を支える構造となっているが、雨水の浸入による浸食等により木製の柱に劣化が見られることから、床を鋼材で支えるよう改修を行うものであり、木製部分の天井の改修については木造下地をLGS(軽量鉄骨)として耐震性能を持たせるものであるが、床面のフローリングは木材を使用するとの説明を受けました。

委員からは、県産材等を使用することは、林業の発展につながるので今後 とも木材の利用を検討して欲しいとの意見がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。